

## 高機能消防指令システム調達支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

尾道市消防局と三原市消防本部の2本部で構成する尾道市・三原市消防指令センターのシステム更新にかかる調達に当たり、同システムを長期的に有効なシステムとして効率よく構築するために、関連システムに精通するとともに、発注者の要求に対する理解力、対応力等、高度な技術力を有する事業者を受託候補者に選定する公募型プロポーザル方式の実施について、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

(1) 業務名

高機能消防指令システム調達支援業務

(2) 業務内容

別添「高機能消防指令システム調達支援業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 見積限度額

金 32,136,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（令和7年度 14,000,000 円、令和8年度 10,741,000 円、令和9年度 7,395,000 円）

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿において「26. 情報処理・通信業務」の種目のうち、「1. システム設計・開発」に登録されていること。

(3) 尾道市において指名除外措置を受けていないこと。

(4) 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(6) 令和2年度以降において、次のア及びイに掲げる業務と種類を同じくする契約を1回以上締結しており、これらをすべて誠実に履行していること。

ア 複数の消防機関が共同で運用する高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムのプロポーザル方式又は総合評価落札方式入札を前提とした調達の支援に係るコンサルティング業務（調達支援、基本設計、実施設計、評価・契約支援等）

イ 複数の消防機関が共同で運用する高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムの監理業務（構築監理、プロジェクト管理支援、設計監理、施工監理等）

#### 4 日程

内容	期日等
実施要項の公表（尾道市ホームページ）	令和7年4月 1日（火）
参加資格確認申請書の提出期限	令和7年4月18日（金）
質問書の提出期限	令和7年4月23日（水）
質問に対する回答期限	令和7年4月28日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年5月15日（木）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年5月23日（金）
選定結果通知の発送	令和7年5月30日（金）（予定）
契約締結	令和7年5月下旬～6月上旬（予定）

※都合により変更する場合があります。

#### 5 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限  
令和7年4月18日（金）
- (2) 提出先  
〒722-0051 広島県尾道市東尾道18番地2  
尾道市消防局 通信指令課  
電話：0848 - 55-9120（直通） FAX：0848 - 55 - 9150  
E-mail：shobo.tuushin@city.onomichi.hiroshima.jp
- (3) 提出方法  
参加資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類とともに、持参（閉庁日を除く午前9時から午後5時の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限日必着）により提出すること。
- (4) 申請書の作成方法  
別紙1\_企画提案書作成要領の1「参加資格確認申請書」に示す。
- (5) 申請書の提出に関する質問  
前記(2)の事業担当課に直接問い合わせること。ただし、基本仕様書及び提案書の作成方法に関する質問については下記6に記載の方法による。
- (6) 参加資格者確認結果の通知  
令和7年4月23日（水）までに参加資格確認結果を通知する。

#### 6 質問の受付期間及び回答

- (1) 提出期限  
令和7年4月23日（水）午後5時まで
- (2) 提出先  
前記5(2)の事業担当課

- (3) 提出方法  
質問書（様式 2）を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答  
電子メール及び尾道市ホームページに掲載することとする。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類  
下記の書類を正本 1 部、副本 10 部提出すること。
  - ア 表紙（様式 3）
  - イ 業務実施体制（様式 4）
  - ウ 予定技術者の経歴等（様式 5-1・5-2）
  - エ 業務実施工程表
  - オ 企画提案書
  - カ 概算費用見積書
    - (ア) 令和 7 年度 調達支援業務
    - (イ) 令和 8・9 年度 評価・契約支援及び構築監理業務
  - キ 調達支援業務契約用委託仕様書案
  - ク 評価・契約支援及び構築監理業務委託仕様書案
- (2) 企画提案書等の作成方法  
各書類の作成方法については、別紙 1\_企画提案書等作成要領の 2「企画提案書」に示す。
- (3) 提出期限  
令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで
- (4) 提出場所  
前記 5(2)の事業担当課
- (5) 提出方法  
持参（閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限必着。）にて提出すること。
- (6) 提案に当たっての留意事項
  - ア システム整備事業はシステム構築委託業務としてプロポーザル方式による発注とする。
  - イ 更新後のシステムの設置場所は、尾道市消防局庁舎内の現在と同一場所とする。
  - ウ 共同運用の方式は従来通り協議会方式とする。
  - エ 車両運用端末（AVM）については、既設流用を原則とする。
  - オ 消防救急デジタル無線については既設システムを流用する。
- (7) その他
  - ア 受領した提出物は返却しない。また、原則として、受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。
  - イ 提出された企画提案書等の内容について、本市が問い合わせを行う場合があることを了承すること。
  - ウ 企画提案書は 1 社 1 提案のみとし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

## 8 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 企画提案書の提出後、プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。1 者当たりプレゼンテーションを 20 分程度とし、ヒアリングを 20 分程度とする。
- (2) ヒアリングは、企画提案書の記載内容に関する質疑と主担当技術者の関連知識等を確認するための質疑を行う。
- (3) ヒアリングの参加人数は、1 者当たり 3 名までとし、主担当技術者として配置を予定している者は必ず出席すること。また、様式 3「業務実施体制」に記載のない者は参加してはならない。
- (4) 提案参加業者が多数の場合、プレゼンテーション及びヒアリングの参加業者を 5 者程度選定するため、書類審査による一次審査を行うこととする。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等の詳細については、提案者に別途通知する。

## 9 最優秀提案業者の特定

- (1) 企画提案書の審査は、公正かつ客観的に行うため、委員会において、評価基準に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、協議会構成団体の消防職員及び発注代表市である尾道市の職員をもって構成する。
- (3) 評価基準  
別紙 2\_プロポーザル評価基準のとおりとする。
- (4) 委員会において、評価基準に基づく各委員の採点の平均点（以下「得点」という。）が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、委員会による合議又は多数決により決定する。
- (5) 提案者が 1 者の場合は、その提案者を受託候補者として適しているか否かを委員会で審議する。ただし、得点が本市の求める最低限の水準（総計の 6 割）に満たない場合は、選定の対象外とする。

## 10 審査結果及び契約手続き

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。
- (2) 最優秀提案業者として特定された者（以下「受託候補者」という。）と契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約により契約を締結する。
- (3) 契約の締結にあたっては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に尾道市を被保険者とする履行保証保険を締結するか、過去 2 年間に官公庁と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行していることが認められる者については、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 別紙「高機能消防指令システム調達支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の企画提案内容は、企画提案書を契約書に添付し、基本仕

様書に、「業務の実施にあたっては本仕様書のほか、本業務の公募型プロポーザル時に提出した企画提案書における提案内容に準拠するものとする。」といった一文を付記することにより、その履行を担保するものとする。

- (5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。
- (6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- (7) 手続の透明性、公平性を確保するため、見積合わせによる決定後、速やかに受託業者名、各業者の評価結果を公表する。ただし、非特定業者の業者名は伏せて公表するものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 各種提出書類の宛名は尾道市長宛とする。
- (3) 提出された企画提案書は、受託候補者の特定の目的以外には、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提案者は、委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (5) 提案者が企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。
- (6) 民間の技術等の提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容の取扱いに関しては、落札者決定に係る公表等にあたっては、他者に知られることのないようにするとともに、受託候補者特定の目的以外に使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。
- (7) 本市は本業務の関連業務として、令和8,9年度に「尾道市・三原市消防指令センターシステム更新整備事業（仮称）」を発注する予定である。

本業務の受託者に対し出資金の提供、役員の兼務・出向を行っている若しくは受けている事業者は、令和8,9年度の「尾道市・三原市消防指令センターシステム更新整備事業（仮称）」について、プロポーザル等の競争に参加できないものとする。また、「尾道市・三原市消防指令センターシステム更新整備事業」の受託者からの再委託（下請工事等）の委託先としても本市は承諾しないものとする。

## 企画提案書等作成要領

### 1 参加資格確認申請書

- (1) 代表者名は、令和 7～9 年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録された契約当事者（契約行為が委任されている場合は営業所長等の受任者）とすること。
- (2) 会社概要書
  - ア 様式 1-1 を利用すること。
  - イ ISMS 認証登録がある場合は、登録証の写しを添付すること。
- (3) 履行実績調書
  - ア 様式 1-2・1-3 を使用すること。
  - イ 公募型プロポーザル実施要領 3 参加資格(6)ア、イに該当する実績案件を、それぞれ最低各 1 件、最大で各 5 件（合計 10 件以内）記載すること。
  - ウ 同種業務履行実績を確認するための契約書の写しは、公募型プロポーザル実施要領 3(6)のア及びイについて確認できるものを添付することとし、契約者名及び双方の押印、契約件名、契約金額が確認できるものとする。
  - エ 詳細は様式 1-2・1-3 欄外※注の記載内容を参照すること。

### 2 企画提案書

- (1) 企画提案書表紙
  - ア 様式 3 を使用すること。
  - イ 副本はコピー（モノクロ）とする。
  - ウ 代表者名については 1(1)と同様とする。
- (2) 業務実施体制
  - ア 様式 4 を使用すること。
  - イ 「業務実施体制」については、従事予定技術者すべてを記載することとし、記載枠が足りない場合は追加すること。なお、主担当技術者については、やむを得ない事情があると認められる場合を除き変更は認めない。
  - ウ 業務実施体制について技術者配置の考え方等の補足説明を A4 判縦 1 枚までで示すこと。
- (3) 予定技術者の経歴等
  - ア 様式 5-1・5-2 を使用すること。
  - イ 配置予定技術者全員分について作成すること。
  - ウ 同種業務経歴は、令和 2 年度以降に受注者の元請業務において履行完了した、複数の消防機関により共同で運用する高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムの調達支援業務（プロポーザル又は総合評価落札方式入札を前提としたコンサルティング業務）従事経験及び評価・構築監理業務の従事経験について、規模が大きい順に最大 5 件まで記載すること。なお、記載対象とする業務は、令和 6 年度中に完了のものまでとする。
  - エ 業務従事実績を証明する書類として、当該業務の発注者に提出した以下の書類のいずれかの写しを添付すること。

(ア) 技術者選任通知書（選任届）

(イ) 業務実施計画書

(ウ) 当該技術者が出席した打合せ議事録

他の技術者の実績と重複する業務については1部のみの添付とする。

オ 添付書類については、正本のみに添付するものとする。

(4) 業務実施工程表

ア 様式については特に定めないが、A3判横で作成すること。

イ 打ち合わせ協議を実施する時期を工程表上に明記すること。

ウ 打ち合わせ協議実施手法の詳細について工程表とは別途A4判縦3ページまでで示すこと。

(5) 企画提案書

ア 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とする。（図表内の文字を除く）

イ A4判縦、両面カラー印刷とし、綴じ代を左右20mm程度設けること。

ウ ページ数制限は特に設けないが40ページ程度を目安とする。

エ A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。

オ 企画提案書には以下の事項について、別紙2\_評価基準を参照し、図表等を活用し簡潔に記載すること。

①本業務及びシステム整備事業において想定される課題について

②発注者意向を確実に反映させるための業務実施手法について

③システム整備事業に係るプロポーザル方式発注における提案評価等の支援手法について

④構築監理業務実施手法について

(6) 概算費用見積書

様式は自由とする。ただし、内訳明細書を添付すること

ア 令和7年度 調達支援業務

(ア) 正本については代表者印を押印すること。

(イ) 副本はコピー（モノクロ）とする。

(ウ) 提案上限価格の範囲内において作成すること。

イ 令和8,9年度 評価・契約支援及び構築監理業務

(ア) 正本については代表者印を押印すること。

(イ) 副本はコピー（モノクロ）とする。

(ウ) 提案項目③④の内容に沿って作成すること。

(7) 調達支援業務契約用委託仕様書案

企画提案内容を反映し、基本仕様書に加筆・修正を加えたものを作成すること。

(8) 評価・契約支援及び構築監理業務委託仕様書案

企画提案内容を反映し、基本仕様書に加筆・修正を加えたものを作成すること。

## 評価基準

評価項目	評価基準	
一次 審査 又は 二次 審査	1 実施方針、体制、工程	
	(1) 業務実施体制（会社）	組織として情報セキュリティ体制が確立されているか。（I SMSの認証を得ているか）
		組織として同種業務の実績がどの程度あるか
	(2) 業務実施体制（技術者）	<p>           主担当技術者に同種業務の経験がどの程度あるか。            主担当技術者に対するサポート体制がとられているか。            技術者配置が妥当であるか。         </p>
		主担当技術者に業務内容に関する専門知識、ノウハウはあるか。
二次 審査	(3) 業務実施工程	業務の遂行に必要な工程がもれなく記載されているか。工程が実施内容・方法に対して妥当且つ具体的であるか。作業手順は適切かつ具体的であるか。
	(4) 契約用仕様書への提案内容の反映	契約用仕様書案に提案内容がもれなく反映されているか。
	2 実施内容	
	(1) 本業務及びシステム構築事業において想定される課題について	消防指令システムの重要性を十分に認識した上でシステム構築における課題の想定が的確でかつ本業務の遂行上での対応策が適切であるか。
	(2) 発注者意向を確実に反映させるための業務実施手法について	<p>           発注者の意向が的確に調達図書に反映され、かつ公平公正で適切な調達を行うことができる業務手法がとられているか。            プロポーザル方式の特色を活かした調達方法となっているか。            打ち合わせ協議の実施手法は適切か。         </p>
	(3) システム構築事業に係るプロポーザル方式発注における提案評価等の支援手法について	厳正かつ公平・公正な評価を行うために必要な発注者に対する支援策が取られているか。
	(4) 構築監理業務実施手法について	調達図書を確実に充足し、かつ契約仕様記載の範囲内で詳細設計において発注者要望を可能な限り反映できる手法となっているか。
	(5) 価格評価	見積金額は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。